

「取得条項付の転換社債型新株予約権付社債」の会計処理

1. 私共の考え

「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」（企業会計適用指針公開草案第19号、平成18年9月22日、以下「適用指針草案」）第26項では、発行者側の取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理について、以下のように説明しています。

すなわち、「(1)取得の対価が現金の場合」と、「(2)取得の対価が自社の株式の場合」の何れも、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」と、「以外の場合」とに分けた上で、について、以下のような会計処理を説明しています。

(1)取得の対価が現金の場合

その経済的実質は「繰上償還」と同一である（適用指針草案第48項参照。）ため、「繰上償還」に準じた会計処理を行う。

(2)取得の対価が自社の株式の場合

その経済的実質は「転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使すること」と同一である（適用指針草案第49項参照。）ため、「転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使」に準じた会計処理を行う。

上記(1)又は(2)のような会計処理を行うための要件として、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」とされていますが、私共は、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかである」という部分は不要と考えます。

2. 私共の考え方の根拠

(1) 「取得と同時に消却が行われた場合」の要件のみで十分であること

まず、上記1.(1)又は(2)のような会計処理を行うための根拠が、取得条項に基づく取得の経済的実質が「繰上償還」（(1)の場合）又は「新株予約権の行使」（(2)の場合）と同一である点に求められていることからすれば、「取得と同時に消却が行われた場合」という要件のみが規定されれば、その趣旨を満たす要件としては十分と思われます。なぜなら、たとえ「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかである」とはいえない場合であっても、結果として「取得と同時に消却が行われれば、転換社債型新株予約権付社債につき「繰上償還」（(1)の場合）又は「転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使」がなされた場合と同様、その時点において当該転換社債型新株予約権付社債が消滅することになりますので、繰上償還又は新株予約権の行使と経済的実質が同一であるといえることができるからです。

（(2)の場合において）取得条項に基づく取得が新株予約権の行使と経済的実質が同一といえる（そして、の処理が認められる）かどうかは、行使の場合に新株予約権付社債が行使により消滅する（法的には、新株予約権は行使されることによりなくなり、社債は出資され混同により消滅するものと考えられる。）のと同じように、取得の対象となる新株予約権付社債が取得と同時に消滅するかどうかのポイントであり、

一括法の適用要件である「取得条項付新株予約権付社債の社債と新株予約権とは、常に、それぞれ単独で存在し得ないこと」との要件は関係がないものと考えます。

(2) 会社法上の「募集事項」によっては「取得と同時に消却することが明らかである」かが判断できないこと

また、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかである」という要件を定めたときは、当該要件が充足されているかについて運用上の疑義が生ずることが考えられます。会社法上取得条項付新株予約権付社債発行の際に発行会社が取締役会の決議により決定しなければならないとされている募集事項（会社法第238条第1項各号に掲げる事項）には、「取得と同時に消却するかどうか」という事項は含まれていませんし、会社法上規定されている募集事項の内容からは、「募集事項に照らして」「取得と同時に消却することが明らか」になるとは考えられません。

(3) 「取得と同時に消却する」旨の規定の効力が不明確であること

もちろん、例えば「取得と同時に消却する」旨の規定を予め発行決議において定めることも考えられ、当該規定は一応有効な条項とは考えられるものの、そのような規定をおいたからといって取得と同時に自動的に新株予約権付社債の消却がなされるわけではないと考えられる（会社法第276条参照。新株予約権の消却のためには、消却する新株予約権の内容及び数を特定して取締役会決議を行う必要があります。）うえ、発行会社が当該規定に違反して、直ちに新株予約権付社債の消却の決議を行わず、自己新株予約権付社債を保有し続けたり又は第三者に処分したりした場合の効力についても、明確ではありません。したがって、募集事項とは別に発行会社による発行決議においてそのような定めがなされたとしても、結果として「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかである」と言い切れるかどうかには疑問の余地があります。したがって、一定の会計処理を行うための要件を満たすために、上記のような「取得と同時に消却する」等の会社法上要求されていない事項を発行決議において定めることを要求すべきではないと考えます。

(4) 小括

以上に述べた理由から、私共は、上記1.(1)又は(2)のような会計処理を行うための要件として、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかである」という部分は不要と考えます。